

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成20年10月から21年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年10月から21年3月まで

平成20年12月26日頃、社会保険事務所（当時）の職員が自宅を訪問してきて、母が対応したのであるが、未納分の国民年金保険料の納付を勧められたので、申立期間の保険料7、8万円を母が同職員に納付したにもかかわらず、この記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、「平成20年12月26日頃、社会保険事務所の職員が自宅を訪問してきて、娘（申立人）の未納分の国民年金保険料の納付を勧められたので、申立期間の保険料7、8万円を同職員に納付した。」と主張しているところ、A年金事務所は、「20年10月以降、国民年金推進員（当時）は、保険料を徴収せず、免除申請や学生納付特例申請についての訪問指導を行っていた。」としているものの、日本年金機構B事務センターでは、「当時、県内複数の社会保険事務所において、その対応に遅れが生じ、20年10月以降も、引き続き国民年金推進員による保険料収納が行われた事例が散見された。」ともしていることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとする20年12月26日において国民年金推進員に保険料を納付することができた可能性がうかがえる。

また、申立期間当時、申立人宅を複数回訪問したとする国民年金推進員は、平成20年12月26日に申立人宅を訪問したことを認めているが、当該職員に係る「国民年金推進員活動結果報告書」に、同日に申立人宅を訪問した記載が無いなど、不合理な点が見受けられる一方、申立人の母親の主張は具体的である上、申立期間が未納とされていることが分かった時点において、社

会保険事務所及び警察署に相談に行っていることが記録により確認できるなど、その主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料として納付したとする金額は申立期間の保険料とおおむね一致しており、当時の申立人の預金通帳の記録によると、保険料相当額の引き出しが確認できるなど、保険料を納付したとする当日において、保険料に充てる現金が手元にあったと推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 821

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

申立期間の前後の期間は定額保険料と付加保険料が納付済みになっているにもかかわらず、申立期間だけが付加保険料未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成5年3月22日に国民年金の付加年金制度への加入申出を行い、6年5月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、申立期間を除き、国民年金の定額保険料及び付加保険料が納付されていることが確認できることから、申立期間の付加保険料だけが未納であることは不自然である。

また、申立人は、平成3年9月16日に国民年金の被保険者資格を取得した以後、国民年金の定額保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められ、申立人が、1か月と短期である申立期間について、付加保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、船員保険被保険者であったことが認められることから、Aにおける船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和20年6月3日、資格喪失日に係る記録を同年7月29日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、67円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月20日から20年3月28日まで
② 昭和20年6月3日から同年7月29日まで

昭和19年10月20日から20年3月28日までの期間及び同年6月3日から同年7月29日までの期間について、B社の船員として働いていたにもかかわらず、年金記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、船員保険被保険者名簿によると、申立人について、C丸（船主はB社）における被保険者資格を昭和20年6月3日に喪失し、「予備（船員）へ」（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）と記録されている。

また、船舶所有者をAのD局E部とし、摘要欄に「B社予備」と記載された別の被保険者名簿によると、申立人について、昭和20年6月3日付けで船員保険被保険者資格を取得し、当該資格取得時の標準報酬月額を67円とする記録が確認できる。

しかし、船舶所有者をAのD局E部とする当該被保険者名簿には、申立人の資格喪失日に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所（当時）において申立人に係る年金記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

一方、申立人の船員保険被保険者台帳によると、申立人は、B社所有のF

丸において、昭和 20 年 7 月 29 日に再び船員保険被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、申立人が所持する船員用物資配給記録表によると、申立人には同年 6 月 29 日付けで制服（防暑服）が支給された旨の記録が確認できることから、申立人は、申立期間②において予備船員として同社に継続して雇用されていたことが推認できる。

また、申立人が所持する船員手帳及び上記被保険者名簿により、B 社の所有する船舶は、申立期間②当時、A の管理下にあったことが確認できる。

さらに、当時の船員保険法において、予備船員を船員保険の被保険者とする制度が申立期間②前の昭和 20 年 4 月 1 日から開始されている。

これらを総合的に判断すると、A は、申立人が昭和 20 年 6 月 3 日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の資格喪失日は同年 7 月 29 日であったと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿に記載された資格取得時の記録から、67 円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、申立人は、「G 丸が昭和 19 年*月*日にH湾で空爆により沈没したため帰国し、20 年 3 月 28 日に再びC丸に乗船するまでは、会社の寮で待機していた。」と主張しており、船員手帳においても乗船した記録は確認できないことから、当該期間において、申立人は、予備船員であったことがうかがえる。

しかし、上記のとおり、申立期間①は、当時の船員保険法において予備船員を船員保険の被保険者とする制度が施行される前の期間である。

また、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者であったことについても主張しているところ、B 社及びAに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において申立人の氏名は見当たらない上、船員保険被保険者資格を喪失した後に、厚生年金保険の被保険者となった予備船員が見当たらないことから、B 社及びAにおいては、予備船員は厚生年金保険の被保険者として扱われていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険及び厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 3 日から 34 年 4 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った覚えは無い。脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 34 年 4 月 1 日）から 3 年 4 か月後の 37 年 8 月 8 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間より後の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が脱退手当金を請求するに当たり、これを失念するとは考え難い上、申立期間と未請求となっている 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の氏名は変更処理されておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和 37 年 8 月 8 日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 34 年 5 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から5年10月までの期間、7年7月から8年6月までの期間及び9年5月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月から5年10月まで
② 平成7年7月から8年6月まで
③ 平成9年5月から11年3月まで

20歳を過ぎたら社会人としての自覚を持つようにと両親に勧められ、国民年金と国民健康保険に加入した。

国民年金保険料は自分で納付していたが、時間に余裕のない時は母に行ってもらったこともある。

必ず納めているので、未加入及び未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、平成9年5月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以外に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、当該期間の国民年金保険料を、国民健康保険料と一緒に納付したはずであると主張しているものの、当該期間当時その父親が加入していたB健康保険組合によると、申立人は、昭和47年12月1日から平成7年10月1日までの期間、当該健康保険の被扶養者であったことが確認できる上、A市によると、申立人の国民健康保険加入記録は同年7月21日から8年7月2日までの期間しか確認できず、申立人が主張する国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付した状況がうかがえない。

申立期間③については、オンライン記録によると、申立人は平成11年4月

から12年3月までの国民年金保険料1年分を、11年12月7日に納付していることが確認できるところ、この時点において、申立期間③のうち、9年5月から同年10月までの期間の保険料は時効により過年度納付することができない。

また、申立人は、国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に納付したと主張しているものの、保険料の納付時期、納付金額、納付方法等についての記憶が曖昧であり、納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①から③までについて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 38 年 8 月 21 日まで

A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も全く無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年8月21日の前後に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性29名のうち、28名に脱退手当金の支給記録があり、このうち26名は資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者がいることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年12月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 3 日から 33 年 8 月 30 日まで

A社に勤務していたときの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、退職時に脱退手当金の説明を受けた覚えは無く、自分で請求した覚えも無い。

申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和 33 年 8 月 30 日の前後 4 年間に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている女性 3 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、3 名全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 2 名が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約 4 か月後の昭和 33 年 12 月 19 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。